

議案第30号
宝塚市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 提案理由及び基準の概要について

1 提案理由

全国の消防団員が2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況を踏まえて、総務省消防庁は新たに「非常勤消防団員の報酬等の基準」を定め、令和3年4月13日付けで全国の市町村に通知され、消防団員の報酬等の見直しを検討するよう求められました。

本市においても、消防団員の減少は深刻な問題であることから、非常勤消防団員の報酬等の基準に基づいて消防団員の処遇の改善を図るため、宝塚市消防団条例を改正するものです。

2 非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（平成22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のとおり定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出動回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出動に応じて支払われる出動報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均等のとれた額となるよう定める。

第3 出動報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう、以下同じ。）に関する出動については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出動については、市町村において、出動の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。